

判例研究

貸倒損失の認定における通達による行政の是非及び 特別清算の選択

(東京地方裁判所平成29年1月19日判決)

(判例タイムズ1465号151頁)

長友慶徳

(弁護士・宮崎産業経営大学客員教授)

目次

- I はじめに
- II 事案の概要
 - 1 はじめに
 - 2 事実経過
- III 判旨
 - 1 争点
 - 2 判旨

- IV 本判決の意義等
- V 検討
 - 1 はじめに
 - 2 第1段階
 - 3 第2段階
- VI おわりに

I はじめに

周知の通り、令和2年2月頃からのコロナ禍により、様々な産業の企業・事業主が経済的苦境に陥っている。

政府は、中小企業向けに信用保証付きの実質無利子・無担保融資等を実行した。

その結果、中小企業向けの貸出残高は、2020年3月末から2021年3月末にかけて約30兆円も増加したのである。

この融資により、中小企業の倒産は減少しているが、7割経済といわれコロナ禍前の経済活動に同程度戻ることが考えられず、コロナ禍の解消が確実に見込まれない状態であることから、今後破産を含めた倒産又は事業再生（特別清算を利用し、債権放棄を含めた第二会社方式も含まれる）が増加することが見込まれるところである。

そのため、今後、会計上・税務上、貸倒損失の問題が増加すると思われる。

そこで、コロナ禍前の判例ではあるが、貸倒損失に関する重要な判例である本件判例を検討・確認することとしたい。

II 事案の概要

1 はじめに

本件は、X社が子会社2社に対して有する債権9億9479万5646円の債権放棄（以下、「本件債権放棄」という。）が、

①法人税法22条3項3号所定の「当該事業年度の損失の額」に含まれる貸倒損失に該当するか否か、

②法37条1項所定の「寄附金の額」に該当するか否かが争われた事案であり、

①について損金算入が否定され、②について

も損金算入が否定された事案である。

なお、②の論点については、本稿では言及しない。

2 事実経過

(1) 計画内容等

X社は、建設関連資材卸及び石油燃料販売等を業とする法人であり、X社の子会社等合計12社との間で企業グループを形成していた。

X社は、経営コンサルタントD会社に対して、同グループの財務改善計画書の作成業務を委託し、何度かのメインバンクである銀行（以下、「銀行」という。）との協議の上、財政計画案を作成し、概ね以下の内容を実行することとした。

X社の子会社のA・B・C社（以下、「子会社3社」という。）が、その営む事業を休眠中のE社に譲渡し、その後、それぞれ特別清算をし、そして、X社は、子会社A・B2社（以下、「子会社2社」という。）に対して有する債権を放棄するという内容である。

(2) 裁判所による許可

特別清算を申立てていたB社・A社は、それぞれ債権放棄に係る契約を締結することにつき、仙台地方裁判所の許可を得た上で、X社との間で、同契約を締結した。

そして、それぞれ、B社、A社の特別清算は青森地方裁判所から特別清算終結決定を受け、同決定は確定した。

(3) 申告

X社は、平成22年3月31日、B社に対する貸付金及び土地売却金に係る債権合計3億5201万7720円及びA社に対する貸付金債権6億4277万7926円の合計9億9479万5646円（本

件債権放棄額）を「その他の特別損」勘定に損失として計上し、損金の額に算入した上で、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人税の確定申告を行った。

(4) 更正処分

処分行政庁は、平成23年5月24日、X社に対し、本件子会社2社に対する債権放棄により計上した上記アの特別損失の合計額9億9479万5646円（本件債権放棄額）は本件子会社2社に対する経済的利益の供与として法人税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。以下、「法」という。）37条の寄附金の額に該当するとして、更正処分（本件処分）をした。

X社は、本件処分について審査請求をしたが、平成25年3月25日、同審査請求を棄却する旨の裁決が下された。

そこで、X社は、本件処分の一部の取消しを求めたものである。

なお、X社は控訴したが、控訴審東京高判平成29年7月26日（税資267号順号13038）は、控訴を棄却し、確定している。

Ⅲ 判旨

1 争点

本件の争点は、X社が本件債権放棄額を損金の額に算入すること（以下「損金算入」ともいう。）の可否であり、具体的な争点は、本件債権放棄額が貸倒損失の額に該当するか否かである。

2 判旨

判決は、大きく法人税基本通達（以下、「基

本通達」という。) 9-6-1(2)の適用に関する部分及び基本通達9-6-1(4)に関する部分に分かれる。

(1) 基本通達9-6-1(2)について

「(1)基本通達9-6-1(2)(特別清算協定認可の決定に係る貸倒損失)について

ア 法人税法22条3項は、法人が当該事業年度の所得の金額の計算において損金算入をすることができる金額として、当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものを掲げており(同項3号)、この損失には、法人の有する金銭債権について当該事業年度に貸倒れが発生した場合における貸倒損失が含まれるものと解されるところ、基本通達9-6-1(1)ないし(4)は、①法的整理手続における裁判所の更生計画認可等若しくは特別清算協定認可の決定により(同(1)及び(2))又は②当事者間における合意内容の合理性が客観的に担保される状況の下での合意により(同(3)及び(4))法人の有する金銭債権が消滅したと認められる場合には、それぞれに掲げる金銭債権の額に相当する資産価値が客観的な事由により消滅したものとといえるので、税務上、これらの金額をその事由の発生した日の属する事業年度において貸倒損失として損金の額に算入するものと定めており、同通達の上記定めの内容は、貸倒損失の認定に係る基準として合理性を有するものといえる。」(下線部筆者)と判示して、まず、通達の合理性を認定する。

そして、基本通達9-6-1(2)が規定する特別清算の手続における金銭債権の消滅事由について、「特別清算に係る協定の認可の決定があった場合に限定して、当該決定により切り捨てられることとなった部分の金額につき、

貸倒れとして損金の額に算入するものと定めており(このことは、同通達が「等」といった文言を用いていないことから明らかである。)、特別清算協定認可の決定によらずに当事者間の合意で切り捨てられた部分の金額については損金算入を認める旨の文言が見当たらないことからすれば、特別清算手続において、裁判所の上記認可の決定によらずに個別和解等により切り捨てられることとなった部分の金額については、上記の場合に該当しないものとして、基本通達9-6-1(2)の適用を受けないものと解するのが相当である。

そして、基本通達9-6-1(1)及び(2)において、法令の規制(会社更生法167条、168条、170条等、民事再生法154条ないし157条等、会社法564条、565条等)及びこれに係る裁判所の審査と決定により認可の対象とされる更生計画等及び特別清算協定の内容の合理性が客観的に担保されるのと同様に、基本通達9-6-1(3)及び(4)が、当事者間の合意に基づく金銭債権の消滅による貸倒損失の損金算入を、合意内容の合理性が客観的に担保される状況の下での合意による場合に限定している趣旨に照らすと、特別清算手続において、裁判所の特別清算協定認可の決定によらずに、当事者間の個別和解に基づいて法人の金銭債権が消滅した場合については、合意内容の合理性が客観的に担保される状況の下での合意がされたとはいえないから、裁判所の上記認可の決定による場合に準じて貸倒損失の損金算入を認めることはできないというべきである。」と判示して、通達の解釈論を展開する。

本判決は、あてはめとして、「本件債権放棄は、前記前提事実……のとおり、本件子会社2社の特別清算手続における個別和解によって行われたものであって、裁判所の特別清算

協定認可の決定を経たものではないから、本件債権放棄額については、基本通達9-6-1(2)の適用を受けるものではなく、これに準じて貸倒損失の損金算入を認めることもできないというべきである。

イ これに対し、原告は、税金対策で特別清算手続を利用する場合には個別和解によることが多く、この場合でも特別清算協定認可の場合と同様に裁判所の監督の下にある以上、基本通達9-6-1(2)が適用されるべきである旨主張する。

しかしながら、基本通達9-6-1(2)は、会社更生法又は民事再生法に基づく更生計画認可等の決定があった場合に関する同(1)と同様に、会社法に基づく特別清算協定認可の決定があった場合に当該決定により切り捨てられることになった部分の金額につき貸倒損失としての損金算入を認めているところ、これらの法的整理の手続において裁判所の決定に基づき法人の有する金銭債権が消滅する場合には、当該債権の消滅に係る協定及び計画の内容の合理性が法令の規制（特別清算協定につき、協定条項における権利変更の一般的基準や協定内容の平等及び衡平等に関する会社法564条、565条等、更生計画認可等につき、同旨の規律に関する会社更生法167条、168条、170条等、民事再生法154条ないし157条等）及びこれに係る裁判所の審査と決定によって客観的に担保されているのに対し、特別清算手続における個別和解については、このような法令の規制及びこれに係る裁判所の審査と決定を欠いており、和解の合意内容は当事者間の自由な意思の合致に委ねられるため、基本通達9-6-1(2)所定の特別清算協定認可の決定の場合と同視することはできないから、基本通達9-6-1(2)の適用の前提を欠いて

おり、これに準じて貸倒損失の損金算入を認めることもできないというべきであり、原告の上記主張は採用することができない……。

この点につき、原告は、個別和解も、裁判所の許可を受けた特別清算手続の一環として裁判所の監督の下に行われるものであり、本件債権放棄当時の本件子会社2社の債権者は原告及びその子会社（E会社）のみであったから、本件債権放棄に係る個別和解は、一定割合以上の債権者の同意を要件とする特別清算協定認可と同視し得る旨主張するが、特別清算手続において、特別清算協定によらない一部の債務に係る個別和解の合意の形成を裁判所の監督によって制限することは予定されておらず、単に当該個別和解に同意した債権者の全債権者中の割合のみをもってこれを特別清算協定認可と同視することはできないから、原告の上記主張も採用することができない。

ウ したがって、……本件債権放棄額については、基本通達9-6-1(2)の適用を受けるものではなく、同(2)所定の基準により又はこれに準じて貸倒損失に該当するものとして法人税法22条3項3号に従って損金算入を認めることはできないというべきである。」と判示する。

(2) 基本通達9-6-1(4)（回収不能の債権の免除による貸倒損失）について

「ア ……金銭債権の貸倒損失を……当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかでなければならず、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強

行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものであると解される」と、まず、興銀事件判決を引用し、「基本通達9-6-1(4)は、……同(3)の定めと同様に、当事者間における合意内容の合理性が客観的に担保される状況の下での合意により法人の有する金銭債権が消滅したと認められる場合の類型として合理性を有するものということができる」(下線部筆者)と、通達の合理性を認定する。

そして、認定した事実を下に、興銀事件判決の規範を当てはめ、
「①本件子会社2社のうち、A社については、平成16年から平成20年にかけて、売上高が約13億円から約23億円に漸次増加し、売上総利益も約6000万円ないし約8000万円程度で推移しており、預金額も平成20年12月期には合計約5500万円存在している一方、借入金については平成18年12月期以降は原告及びその企業グループ……に属する協同組合……を債権者とするものしか残っていなかったこと……、

②B社については、……なお平成20年12月期の売上高は約4億4280万円、売上総利益は約3620万円の水準を維持しており、当該借入金の大半は原告を債権者とするものであったこと……、上記①ないし⑤の諸事情を踏まえて総合的に判断すれば、本件貸付金等債権の全額が客観的に回収不能であったということはできないというべきである。」

と判示する。

IV 本判決の意義等

本判決は、貸倒損失の処理に関する著名な判例である最高裁第二小法廷平成16年12月24日判決⁽¹⁾(以下、「興銀事件判決」という。)を引用し、基本通達9-6-1を合理的なものであると認定し、通達の解釈を踏まえて、あてはめを行っている点で、従来の判例と同様の処理を行ったものである。

V 検討

1 はじめに

本稿では、本判決を、2段階に分けて検討する。

(1) はじめに一興銀事件判決の理解

まず、貸倒損失については、①債権放棄等により債権自体が法律上も消滅し完全になくなる場合(以下、「法律上の貸倒れ」という。)と、②債権は法律上存続するが事実上その行使及び実現が不可能であるため経済的に無価値とみられるような場合(以下、「事実上の貸倒れ」という。)とに区別される⁽²⁾。

そして、貸倒損失に関する重要判例である興銀事件判決を理解する前提として、そもそも、①法律上の貸倒れと②事実上の貸倒れの関係が、同一のものであるのか、異なるものであるのかによって、この点でも、興銀事件判決の適用範囲が異なることにもなりうる⁽³⁾が、前提として同一であると考える。

そして、本判決は、興銀事件判決を引用し

(1) 最判平成16年12月24日民集58-9-2637。

(2) 渡辺伸平「税法上の所得をめぐる諸問題」司法研究報告書19輯1号(1967)77頁。

(3) 学説の整理については、田中晶国「判批」重判平成29年度版(2018)200頁に依拠するものである。

た上で、判旨へのあてはめを行っているが、そもそも興銀事件判決が事実上の貸倒れに関する判例であるのか、法律上の貸倒れを含めた判例であるのかによって、本判決の意義（興銀事件判決の適用範囲を含む）が異なることとなるが、本論文では、興銀事件判決は、貸倒損失の総合的な判断を示したものであることを前提とする⁽⁴⁾。

(2) 検討順序

(i) 第1段階

以上を前提とした上で、次に、第1段階として、本判決に興銀事件判決が適用されるのであれば、特に本判決の基本通達9-6-1を適用している部分について、興銀事件判決に沿ったものではなく、通達の文言解釈を行った上での判断が妥当であったのかを検討する。

換言すれば、第1段階では、通達の文言解釈を行った本判決が妥当であるのか、換言すれば、興銀事件判決の判旨を適用して、通達に捉われない判断をすべきであったのかという点について、検討する。

(ii) 第2段階

さらに、第2段階では、本判決では、特別清算において協定型と和解型の法的性質が異なることを理由として基本通達9-6-1(2)に特別清算の和解型は含まれず、結果的に損

金算入を認めないとの判断を示しているが、この協定型と和解型の法的性質についても、本質的に異なるところがあるか否かについての学説等を整理した上で、その検討を行う。

2 第1段階

本判決には、租税法律主義及び興銀事件判決の観点から疑問がある。

興銀事件判決は、貸倒損失に関する包括的な基準を示したものであることから、本事案についても、興銀事件判決の趣旨を踏まえた上での判断を行うべきである。

しかしながら、本判決は、通達の本件事案への適用の際に、通達の文言解釈を中心としており、興銀事件判決の趣旨を踏まえた解釈を行っておらず、租税法律主義に反するものとも考えられる。

すなわち、法律による行政の原理・租税法律主義の観点からは、処分の適法性に関する司法審査においては、処分が法律に適合するか否かを審査すべきであって、通達の文言解釈を中心とした司法審査を行うべきではない。

換言すれば、判例がある以上は、判例が法源となるのであり、通達は法源ではないのである。

以下では、処分の適法性に関する司法審査において法律による行政の原理・租税法律主義の観点からは、どのような司法審査を行う

(4) 谷口教授は、事実上の貸倒れと法律上の貸倒れの区別について、「事実上の貸倒れと法律上の貸倒れとは「発想の基本」の点で異なるものではない」と考えられている。谷口勢津夫「判批」民商133巻3号(2006)521頁。なお、興銀事件判決の理解には様々な見解があり、渡辺教授は、貸倒損失の解説の中で、興銀事件判決を基本通達9-6-2の中で説明しており、事実上の貸倒れの基準を示し

たものと理解している。渡辺淑夫『法人税法』（中央経済社、2021）660頁。また、渡辺教授と同様に、吉村教授は、興銀事件判決を事実上の貸倒れであると捉えられている。吉村政穂「判批」租税判例百選（第7版）（2021）114頁。さらに、調査官解説においては、興銀事件判決を事実上の貸倒れを前提にしているように考えられる。阪本勝「判解」最判解民事編平成16年度（2007）841頁。

べきであるのかについて、整理、検討することとする。

(1) 処分の適法性審査について

まず、本判決は、更正処分につき基本通達9-6-1(2)が合理的であることを前提として、特別清算の和解型が基本通達9-6-1(2)には含まれない旨の判断を示している。

しかしながら、そもそも、通達は、法規命令とは異なるものであるが、にもかかわらず通達に基づく処分を法規に基づく処分と同様に司法審査を行っている。

そこで、まず、改めて通達・行政規則の意義を確認したうえで、処分の司法審査の判例・学説について検討することとする。

(i) 通達・行政規則の意義

まず、行政規則とは、行政機関の定立する定めであるが、国民の権利・義務に直接関係しない、つまり、外部効果を有しないものである⁽⁵⁾。

通達が、この行政規則の一つであることには共通の認識があるものである。

この通達には、まず、①解釈基準、すなわち上級行政機関が下級行政機関に対して発する法令解釈の基準であり、その目的は行政の統一性の確保にある⁽⁶⁾ものが存する。

②裁量基準、すなわち裁量の運用のあり方

を指示するものがある⁽⁷⁾。

さらに、租税法の領域においては、③解釈基準でも裁量基準でもない租税通達における認定基準も存在する。

すなわち、認定基準とは、通達において①事実認定及び②あてはめの方法を定めるものをいう⁽⁸⁾。

このような事実認定基準は、解釈基準として純粋な法令解釈を行う通達とは異なる性質を有し、貸倒損失の基準は、この事実認定基準とも関係するものである。

(ii) 通達による行政

租税法の領域においては、「通達による行政」と評されるなど、通達の影響力が大きく、納税者が通達を前提に行動することが常態化し、結果として解釈基準である租税通達を基礎とした秩序が構成されているのである⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

(iii) 通達の法的性質

以上の認定通達等通達は、法規命令ではなく、裁判所が通達に拘束されるものではなく、通達が法の趣旨に反するときは、裁判所は、通達とは異なる法解釈により処分の違法性を判断できるものである⁽¹¹⁾。

通達のこのような法的性質は、法律による行政の原理及び租税法律主義の観点から導き出されるものである。

そこで、通達の法的性質の前提としては、

(5) 塩野宏『行政法1 行政法総論（第6版）』（有斐閣、2015）111頁。

(6) 塩野・同上・114頁。なお、解釈基準定立権は行政組織法論上、上級行政機関の有する指揮監督権に当然含まれているものと解されているが、現行法では内閣府設置法7条6項、国家行政組織法14条2項に確認の規定が置かれている。

(7) 塩野・同上・117頁。

(8) 加藤友佳「租税法における通達解釈と裁判規範性」税大ジャーナル34号以降所収予定論文（2021）

5頁、https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/journal/saisin/0021010-001_katou.pdf [最終アクセス日：2022年4月5日]。

(9) 加藤・前掲注(8) 1頁参照。

(10) 塩野教授も実際上の通用力を前提として納税者が行動した結果、解釈基準である通達を基礎とした秩序が形成される典型例として租税通達を挙げる。塩野・前掲注(5)115頁。

(11) 最判昭和43・12・24民集22-13-3147。

行政法及び租税法の領域における根本原則である法律による行政の原理及び租税法律主義が関係するため、次に、改めて、法律による行政の原理及び租税法律主義の意義を確認することとする。

(2) 法律による行政の原理及び租税法律主義の意義

(i) 法律による行政の原理

まず、法律による行政の原理、特に、侵害留保の原則は、行政が私人の自由と財産を侵害する行為については、法律の根拠を必要とするというものである¹²⁾。

この点、租税法は、国民の財産に賦課するものであるから侵害規範であり、侵害留保の原則から、税金の徴収に当たっては法律が必要となる。

(ii) 租税法律主義

次に、金子教授は、租税法律主義を「租税は、公共サービスの資金を調達するために国民の富の一部を国家の手に移すものであるから、その賦課・徴収は、必ず法律の根拠に基づいて行わなければならない。換言すれば、

法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない。この原則を租税法律主義という。」と定義される¹³⁾。

この租税法律主義は、課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性原則、手続的保障原則、遡及立法の禁止、納税者の権利保護を主な内容とする¹⁴⁾。

(iii) 課税要件法定主義

そして、租税法律主義の中でも、貸倒損失については、課税要件法定主義が問題となる。

課税要件法定主義は、「刑法における罪刑法定主義になぞらえて作られた原則で、課税の作用は国民の財産権への侵害であるから、課税要件（それが充足されることによって納税義務が成立するための要件）のすべてと租税の賦課・徴収の手続は国民代表議会の定める法律によって規定されなければならない」というものである¹⁵⁾。

(iv) 貸倒損失と課税要件法定主義

この課税要件法定主義からは、貸倒損失の認定についても、本来であれば、法律によって認定基準等を定めるべきであるということ

12) 塩野・前掲注(5)80頁。

13) 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2021）77頁。

14) 金子・同上・80頁。なお、租税法律主義と法律による行政の原理の関係については、租税法律主義も法律による行政の原理の一内容であると考えた立場と、租税法律主義については、行政法理論とは独立した立場がある。塩野・前掲注(5)80頁では、法律による行政の原理と租税法律主義の関係について「歴史的には、租税原則は、法律による行政の原理に先行して憲法上確立してきたもので、固有の意義を有するが、近代立憲主義は租税の賦課徴収を含む国家の公権力に対する国民の人権保障にかかる制度を構築してきているので、租税法律主義の原則及び具体的内容もその中に位置づけて考察する必要があると思われる。」と述べ、租税

法律主義は、法律による行政の原理の一内容であると捉えられている。他方で、金子教授は、租税法律主義について、「単に歴史的沿革や憲法思想的意義に照らしてのみでなく、今日の複雑な経済社会において、各種の経済上の取引や事実の租税効果（タックス・エフェクト）について十分な法的安定性と予測可能性を保障しうるような意味内容が与えられなければならない」と述べている。金子・前掲注13)79頁。その他、法律による行政の原理と租税法理主義の関係については森下幹夫「我が国における『法律による行政の原理』と『租税法律主義』の相克—租税法に係る文書回答制度の現代的意義と可能性—」岡経47巻3号（2016）97頁以下参照。

15) 金子・前掲注13)80頁。

になる¹⁶⁾。

しかしながら、法令は、貸倒損失がどのような内容であるのかについて、全く規定していない。

貸倒損失に関する定めとしては、法人税基本通達9-6-1~3のみである。

この貸倒損失について全く法令の定めがないという点は、課税要件法定主義に反するのではないかという疑問が生ずるのである¹⁷⁾。

(v) 貸倒損失に関する通達の位置づけ

この点、貸倒損失に関する通達である基本通達9-6-1については事実認定基準であると捉える立場がある¹⁸⁾。

しかしながら、貸倒損失については、法令に全く定めがなく、通達は単なる事実認定の基準を定めるものではなく、実質的に貸倒損失の要件を定めるものとも考えられる。

よって、基本通達9-6-1~3は、法令に基づかずに要件を定めるものとして、課税要件法定主義に反するものと考えられるのである¹⁹⁾。

この点、立法論的には、基本通達9-6-1については、法令の定めとして規定すべきである。

ただし、本稿では、以下の通り、貸倒損失に関する基本通達が事実認定基準に過ぎないものであるとしても、本判決の処分 of 適法性審査等に問題があることから、次に、事実認定基準であることを前提として、司法審査に

ついて論じることとする。

(3) 通達を介した処分の司法審査

(i) 判例が法源であること

以上のように、貸倒損失については、全く法令の定めがないということであれば、包括的な認定基準を示した興銀事件判決が、貸倒損失の法源ということになる。

よって、本判決においては、通達はあくまで一例であるとして興銀事件判決を全面的に適用した判断を下すべきであった。

しかしながら、本判決及び租税法における下級審判例の相当数は、通達を中心として処分の適法性を検討している。

そこで、本稿では、行政法領域の判例も含め、通達を介した処分がなされ、その処分の適法性の司法審査がどのように行われているかの確認と、法律による行政の原理からは、どのような司法審査をすべきであるかを、以下、検討する。

(ii) 通達・行政規則の司法審査

この点、通達・行政規則を介した処分の適法性に関する司法審査では、

- ①第1段階として解釈基準（通達・行政規則）の法適合性審査（合理性審査）を行い、
- ②第2段階として法適合性のある解釈基準（通達・行政規則）に基づいた処分の適法性審査という二段階の段階的審査（以下、「2段階審査」という。）がなされている²⁰⁾。

16) 山本守之『体系法人税法（33訂版）』（税務経理協会、2016）867頁。

17) 山本・同上、山本守之「貸倒処理を検討する—租税法律主義の立場から—」税事例180号（2021）7頁。

18) 高橋正朗編著『法人税基本通達逐条解説（十訂版）』（税務研究会出版局、2021）1069頁。渡辺・

前掲注(4)656頁。

19) 山本・前掲注16)868頁。なお、岡村教授は、通達9-6-1の解説の中で、「これらは通達であるから、貸倒判定のための例示と考えるべきである」と述べられる。岡村忠生『法人税法講義』（成文堂、2007）195頁。

ただし、この通達・行政規則の２段階審査は、判例の多くにおいて、第１段階の法適合性審査が省略又は簡略化されることが多い。

(iii) 租税法における通達の司法審査

租税法における処分の適法性審査については、通達の定めが租税法規に照らして合理性を有する限り、当該租税法規の適用に当たっては、通達の定めに従った解釈、運用を定めるのが相当であると考えられているようである²⁰⁾。

このような２段階審査を示したものとして、「通達は上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて、下級行政庁に対してなす命令ないし指令である（国家行政組織法一四条二項参照）から、国民に対して拘束力を有する法規とは異なるものである。しかしながら、租税実務においては、通達に基づく画一的な取扱いがされており、このような取扱いは、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的なものというべきである。したがって、通達の定めが租税法規に照らして合理性を有する限り、当該租税法規の適用に当たっては、通達の定めに従った解釈、運用を行うのが相当である。」と判示するものがある²¹⁾。

このように、租税法の分野においては、ま

ず、第一段階として、通達の法適合性審査が行われ、第２段階として、処分の適合性審査を行うという２段階審査がなされているのである。

本判決及び判例の相当数が、通達の合理性を肯定する理由には、財産評価通達につき「あらかじめ定められた評価方式によりこれを画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であるという理由に基づくものと解される。

そうすると、特に租税平等主義という観点からして、右通達に定められた評価方式が合理的なものである限り、これが形式的にすべての納税者に適用されることによって租税負担の実質的な公平をも実現することができるものと解される」²²⁾（下線部筆者）と判示した判例が参考となる。

すなわち、判例には、租税法律主義ではなく租税平等主義という観点から、通達に反する処分を行うことは許されないとの考えが背景にあるように考えられる。

(4) 判例の審査方法の当否

(i) はじめに

しかしながら、以上のような判例の傾向は、

20) 高橋正人「行政規則の外部効果に関する一考察」静法20巻4号（2016）43頁。租税法に関するものではないが、第１段階の審査に関する判例として、大阪高判平成19年9月13日賃金と社会保障1479号63頁がある。この判例は、身体障害者福祉法第17条の9の解釈を示した「厚生省大臣官房障害保険福祉部企画課長・障害課長通知（平成12年3月24日障企第16号・障害第8号）」について、「このような本件通知の依拠する解釈が、福祉法及び保険法の解釈として正当であるかどうかについて検討する。……」として、通知自体の法適合性審査を

行い、「本件通知の依拠する解釈は、福祉法の立法目的・理念に沿うものではなく、福祉法と保険法の関係について、前記(1)の意味における行政の法令解釈に裁量の余地があることを十分考慮してもなお、その裁量の範囲を逸脱したものとして、法令の正当な解釈を示すものということとはできない。」として、第１段階の通知（通達・行政規則）自体の法適合性審査から処分を違法としている。

21) 塩野・前掲注(5)116頁。

22) 東京地判平成12・7・13訟月47-9-2785。

23) 東京地判平成5・2・16判タ845-240。

法律による行政の原理・租税法律主義に反するのではないかという疑問が存するところである。

(ii) 法律による行政の原理に即した司法審査

① 通達とは別個に法の解釈を行うべしとする原則

この点について、塩野教授は、まず、通達を基礎とした処分の審査について、「すなわち、ある通達に示された解釈に従って行政処分がなされ、その適法性が裁判所で問題となったときには、裁判所は独自の立場で法令を解釈・適用して、処分の適法・違法を判断すべきであって、通達に示されたところを考慮する必要はなく、むしろ考慮してはならないのである。」という「通達とは別個に法の解釈を行うべしとする原則」に基づくべきとする²⁴⁾。

② 判例の傾向に対する批判

そして、塩野教授は、判例の2段階審査方法について、「通達の非法規性を前提としつつも、通達を介して課税処分の審査をしており、通達とは別個に法の解釈を行うべしとする原則（前述）から乖離している。評価基準の複数性に関する判示は裁量基準（後述）の審査方法を想起させるものがあるし、通達の合理性審査を介して処分の適法性を判断するのは、法規命令における審査に類似している。しかし、法治主義の原則にたつ限り、かかる審査方式を認めることはできないのであって、複数の評価基準ないしは標準的評価基準を定めるのを法規命令に委ねることを正面から認めるのが法治主義に合致する所以と解される」²⁵⁾と、批判される。

すなわち、法治主義（法律による行政の原

理）・租税法律主義・課税要件法定主義からすれば、通達に基づく行政処分については、通達を介さずに、法の趣旨又法令がない場合には判例の趣旨から、その適法性審査を行うべきなのである。

仮に、通達を介した処分の適法性審査を行うとしても、そもそも、通達の法適合性審査については、大阪高裁平成19年9月13日判決等のような丁寧な審査が必要であり、通達の法適合性審査を省略又は簡略化すべきではないのである。

(5) タキゲン株式譲渡事件

以上のような、判例の傾向である通達の法適合性審査を省略又は簡略化し、文言解釈を行った上で処分の適法性審査を行う点については、タキゲン株式譲渡事件²⁶⁾において、大きな疑問が示されている。

(i) 事案及び判旨

このタキゲン株式譲渡事件の原審は、概ね、通達の意味内容につき、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地からその文理に忠実に解釈するのが相当であると判示した²⁷⁾。

「租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解されるところ、所得税基本通達及び評価通達は租税法規そのものではないものの、課税庁による租税法規の解釈適用の統一に極めて重要な役割を果たしており、一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者

²⁴⁾ 塩野・前掲注(5)114頁。

²⁵⁾ 塩野・前掲注(5)116頁。

²⁶⁾ 最判令和2・3・24判タ1478-21。

²⁷⁾ 東京高判平成30・7・19金融商事1602-21。

の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記各通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである。」と判示するのである（下線部筆者）。

(ii) 原審の問題点

原審の問題点は、本判決とも共通するものであるが、通達について納税者の信頼及び予見可能性を確保する観点（租税公平主義）から、文言の文理解釈を行うべきという点である。

すなわち、通達は、法規命令ではないことから、処分の適法性審査にあたっては、法令の趣旨に適合するか否かという観点から審査すべきであり、裁判所は、通達に拘束されるものではないのである。

しかしながら、原審の問題点は、法令の趣旨に適合するか否かではなく、通達の文言の解釈に基づいて司法審査を行うべきであると述べた点にある。

当然、このような司法審査については、通達の本来的な法的性質に反し、法律による行政の原理にも反するところである。

(iii) 宮崎裕子裁判官の補足意見

この点、宮崎裕子裁判官は、次のように述べ、原審における通達の文言解釈を基礎とした判断を批判する。

すなわち、宮崎裕子裁判官は、タキゲン株式譲渡事件において、「さて、所得税基本通達59-6には上記の問題があることが認められるものの、より重要なことは、通達は、どのような手法で作られているにかかわらず、課税庁の公的見解の表示ではあっても法規命令ではないという点である。そうであるからこそ、ある通達に従ったとされる取扱いが関連法令に適合するものであるか否か、すなわ

ち適法であるか否かの判断においては、そのような取扱いをすべきことが関連法令の解釈によって導かれるか否かが判断されなければならない。税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、通達が租税法の法規命令と同様の拘束力を有するからではなく、その通達が関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとすれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。このことからも分かるように、租税法の法令解釈において文理解釈が重要な解釈原則であるのと同じ意味で、文理解釈が通達の重要な解釈原則であるとはいえないのである。」（下線部筆者）と述べるのである。

このように、この宮崎裁判官の補足意見は、通達は法規命令ではなく、あくまで法令の趣旨が重要であり、通達や処分が法令の趣旨に合致するものであるのかという一貫した原則論の判例法理を改めて示すものである²⁸⁾。

特に、あえて補足意見が、改めて原則論を念押ししたのは、租税法律主義を根拠とした予測可能性の確保の要請から通達の文理解釈を導くという錯綜した論法の広がりやを危惧したためである²⁹⁾。

²⁸⁾ 藤谷武史「判批」ジュリ1548号（2020）10頁。

²⁹⁾ 藤谷・同上。

換言すれば、この補足意見は、本判決を含め、租税法の領域における判例の中で、通達の合理性を前提とした文理解釈による司法審査を危惧したためであると思われる³⁰⁾。

このような補足意見の指摘は、法律による行政の原理・租税法律主義からは当然の原理原則に基づくものであり、本判決もこのような補足意見の指摘が該当するものといえるのである。

(6) 貸倒損失に関する法律による行政の原理に基づく判例

この補足意見のように、通達を介する処分であっても、通達に拘束されるのではなく法令の趣旨に合致するか否かという観点から、司法審査がされるべきである。

(i) 法律による行政の原理に則った裁判例

本判決のテーマである貸倒損失の分野においても、法律による行政の原理・租税法律主義及び課税要件法定主義に忠実な判例として、通達に適合しない場合であっても、貸倒損失が認められる場合があるとの判決³¹⁾が存在する。

① 概要

この判決は、概要、貸倒損失につき、損金経理をしていない場合であってもその金銭債権の全額が回収不能である場合に、訴訟段階で損金算入が認められるか否かについて争われた事件である。

② 判旨

この点、法人税基本通達9-6-2では、貸倒損失を損金算入するには、事実上の貸倒

れの場合、損金経理することが要件となっている。

しかしながら、裁判所は、「いずれの場合であるにせよ、当該債権が現実存在することが、その前提として必要であることはいうまでもないが、当該債権の回収ができないことが明らかとなった事業年度中に貸倒れとして損金経理をしておかなければ、その後になって、当該債権についてこれを貸倒損失金であるとする主張がし得なくなるものと解すべき実定法上の根拠はない。」(下線部筆者)と判示する。

このように、基本通達9-6-2は、損金経理を要件とするが、そのような点について、裁判所は、実定法上の根拠はないと判示し、あくまで、通達であると判示したものである³²⁾。

この判決は、法律による行政の原理に忠実であり、貸倒損失の損金算入の要件について、通達に拠るべきものではないことを示した判決と評価することができるものである。

換言すれば、この判決は、「通達とは別個に法解釈を行うべしとする原則」の一例といえるものである。

本判決としても、法律による行政の原理に忠実であれば、この判例のような姿勢で、通達に囚われない判断をすべきであったのである。

(ii) 検討

以上から、法律による行政の原理・租税法律主義、通達とは別個に法解釈を行うべしとする原則及び宮崎裁判官が念押しする通達に対する考え方の原則からすれば、本判決には

³⁰⁾ このタキゲン事件及び本判決も1審判決は平成29年に下されており、東京地裁の同時期の判決である。

³¹⁾ 東京地判平成元・7・24税資173-292。

³²⁾ 山本・前掲注(17)15頁。

大きな疑義がある。

すなわち、あくまで通達は、法解釈等の一例に過ぎないものであり、文言に拘泥することは許されず、法の解釈・認定としては、通達以外の場合も含まれるものである。

にもかかわらず、通達の法適合性審査自体を簡易なものとし、通達には合理性があることを前提として、その文言解釈に終始している。

本判決は、あるべき司法審査から乖離した形で処分の適法性審査を行っているのである。

あるべき司法審査としては、法律による行政の原理・租税法律主義から、通達に依拠せず法の趣旨又は興銀事件判決の判旨から判断すべきであったのであり、仮に判例の主流である２段階審査をすとしても、法の趣旨に合致するか否かの第１段階審査を丁寧に行うべきであったのである。

換言すれば、事実上の貸倒れにしても、法律上の貸倒れにしる、通達に拘泥せずどのような類型の事案であっても、興銀事件判決を規範として、貸倒損失の認定を行うべきであったのである。

本判決は、租税公平主義の観点から通達の予測可能性を重視したことが背景にあるとはいえ、宮崎裁判官の補足意見において示された考え方から乖離したものであり、法律による行政の原理・租税法律主義の観点からは、大きな疑問を抱かざるをえないものである。

3 第３段階

仮に本判決のとおり、通達の文言解釈を中心とした判決を下すとしても、本判決は、特別清算に関する理解についても疑義がある。

すなわち、債務超過状態を前提とした会社の清算である特別清算における解決には協定

型と和解型がある。

この点、従来は、協定型と和解型の法的性質については、異ならないものであると理解されていた。

よって、仮に、文言解釈を行うとしても、本判決で問題となった特別清算の和解型については、9-6-1(2)に含まれると判断すべきであったものである。

しかしながら、本判決は、協定型と和解型の性質が異なることを前提として、基本通達9-6-1(2)には含まれないとの判断を示したのである。

この点についても、疑義があるところであり、以下、詳論する。

(1) 特別清算における協定型と和解型について

まず、特別清算における解決方法としては、協定型と和解型がある。

この点、協定型は、債権者集会を開催して、協定の決議を行い、協定に基づき債権者に対して、弁済を実施するものである。

他方で、和解型は、債権者集会を開催せず、清算会社と債権者との間で個別に和解契約を締結し、和解契約に基づき債権者に対して弁済を実施するというものである。

そして、この協定型と和解型については、並立した解決手法であり、必ずしも協定型が原則的な解決手法ではない⁸³。

(2) 旧法下（商法下）での協定の法的性質について

(i) 法的性質の議論の意義

そこで、まず、協定の法的性質の議論を確認することとする。

協定の法的性質については、旧法下の議論

であるが、契約説、裁判説等の対立があったところである。

(ii) 契約説・和解説

① 裁判所の権限との関係

まず、協定の法的性質に関しては、「協定の効力の根拠を主として当事者の意思に求め、裁判的要素を純然たる契約からの偏差を示すものとするのか、それとも、協定を一種の裁判とみて、意思表示の要素を、裁判内容を拘束する一つのファクターとして捉えるか」³⁴⁾に拠るところが大きいところである。

この点、特別清算における裁判所の権限については、「協定との関係で裁判所に認められている権限は、清算人が各債権者の権利を不当に害することなく、かつ手続参加債権者全員の意思の合致を得られる協定案を作成するよう、これを監督した必要な援助を与えることにある。および、可決された協定が真に各債権者の利益を不当に害することがないかを事後審査することに限られる。したがって、協定が効力を生ずるためには、裁判所の認可が必要であるとはいっても、法的効果の発生
の根拠は当事者たる会社等と債権者との合意にあるとみななければならない」³⁵⁾（下線部筆者）のである。

よって、協定は一種の和解契約であり³⁶⁾、具体的には、協定は、特別清算手続に参加した債権者と会社との間でなされる清算を目的と

する集団的和解契約であると考えられるのである³⁷⁾。

旧法下においては、この和解説が通説であった。

② 和解説の内容

そして、この集団的和解契約とは、「協定は、和解の一種と言っても、まずその成立形式の上で、各当事者の意思表示は債権者集会でなされなければならないという特質を有する……（契約方式自由の原則の制限）。

また、債権者の意思表示は、個別になされるのではなく、集会における決議として集団的になされ、可決に必要な法定多数の同意が得られれば、決議に反対した者も、多数決原理により、法律上は同意をしたものとみなされる。この意味で、協定は集団的和解である」³⁸⁾という内容になる。

すなわち、和解ではあるが、方式について制限があり、さらに、多数決原理によって同意がなされたとみなされるという点が、協定による和解の特徴ということになる。

(3) 新会社法下における協定の法的性質について

次に、新法下においても、協定の法的性質について同様の議論がなされている。

33) 山口和男編『特別清算の理論と裁判実務（新会社法対応版）』（新日本法規，2008）31頁「多比羅誠執筆」。なお、この特別清算手続の実務の進め方について協定型と和解型の並立について疑義を示すものとして、伊藤眞『会社更生法・特別清算法』（有斐閣，2021）812頁。伊藤教授は、法が予定するのは協定型であり、和解型は、和解が成立し、実行されれば、特別清算の必要がなくなったときとして裁判所が特別清算終結決定をする（会社法

573条2項）との位置づけをする。

34) 上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法13 株式会社の解散・清算・外国会社・罰則』（有斐閣，1990）461頁「竹下守夫執筆」。

35) 竹下・同上。

36) 竹下・同上。

37) 竹下・同上。

38) 竹下・同上。

(i) 学説について

① 論点

新法下においても、協定の法的性質は、会社法519条から522条の裁判所による監督・調査と527条から531条の監督委員を介した裁判所の関与をどのように捉えるかと関係して議論されている³⁹⁾。

② 裁判説

まず、裁判説は、協定の基本的性質を裁判と捉え、協定当事者の意思はその内容を形作る1つの要素であるとする見解である。

③ 和解説

他方で、協定の法律的性質を清算会社と各債権者との間の集団的和解契約であるとする和解説が存在する。

④ 検討

この点、新法下においては、「会社法の制定に伴い、かつて債権者の利益代表として監査委員が行っていた主要な任務が、裁判所の選任する監督委員により委ねられることになったため、当事者の意思よりも裁判所の関与の度合いが高まったようにも考えられる」⁴⁰⁾ため、裁判説も考えられるところである。

しかし、「監督委員制度を含めて、会社法でも裁判所の役割は、清算中の会社の財産的基盤を明確にし、その散逸を防ぐことを主眼と

している。その意味で、裁判所は、あくまで後見的監督にとどまっているとみるべきであろう。そして、旧法下と同様に、裁判所は、債権者集会で可決された協定について、事後的な審査しか行わない (569)、この点で、裁判所認可が効力要件であるとはいえ、協定のそもそもの効力の発生源は会社と債権者の合意に求められる」⁴¹⁾ (下線部筆者) ことから、新法下でも、和解説が多数説と考えられている⁴²⁾。

(4) 和解型について

(i) 和解型・個別和解の意義

① 個別和解が利用される場合

次に、和解型・個別和解は、債務超過状態の清算株式会社清算方法として、協定に代わるものとして行われており、債権者全員との個別和解により清算が行われることが少なくない。

このような方式が採られるのは、債権者が少数の場合には、債権者集会を開催するより、債権者全員の同意を得る方が早いことがあるからである。

② 和解型の手続

この和解型については、明文の根拠はないが、協定が集団的和解と考えられることから、

39) 大江忠『要件事実会社法(2)第2編 株式会社(第295条～第574条)』(商事法務, 2011) 1273頁。

40) 奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタル会社法2 第2編第4章:機関から第9章:清算まで(第2版)』(日本評論社, 2016) 597頁[大塚英明執筆]。

41) 大塚・同上。

42) 大塚・同上。なお、佐藤鉄男教授も、「裁判所の認可も債権者集会の決議があつてのものであることを考えると、当事者の意思をベースに据える和解説を支持してよいだろう」と述べ、和解説を支

持される。松下淳一＝山本和彦編『会社法コンメンタル第13巻清算[2](特別清算)』(商事法務, 2014) 217頁[佐藤鉄男執筆]。また、この通説の協定が集団的和解契約であるとの考え方及び通説を前提とすると協定型と和解型には本質的な差異がないという考え方に対して、伊藤眞教授は疑義を示される。協定は、多数決による決議が和解の概念になじまないことを重視し、再生計画案の決議と同様に、協定債権としての権利の同質性を根拠とした集団的意思決定と理解する。伊藤・前掲注33949頁。

適法と解されている⁽⁴³⁾。

そして、この場合の個別和解は、協定に代わるものであるから、裁判所の許可により効力を生じると解されている。

したがって、「この裁判所の許可は、会社法535条1項4号によるものであるが、その実質は、会社法569条1項による認可に相当する重要な許可」と考えられている⁽⁴⁴⁾。

個別和解であるから債権者間の平等は必ずしも要求されないが、弁済率に差異を設けるものであるときは、不利な弁済率となる債権者の同意があるなど、債権者の公平を害しないことが確認されない限り、裁判所としては許可すべきではない⁽⁴⁵⁾。

(ii) 和解型・個別和解の法的性質に関する裁判例

この個別和解の法的性質については、個別和解の効力を協定と同様と解した裁判例も存在する。

この裁判例は、「本件和解契約は、改正前商法445条に基づく裁判所の許可により、改正前商法447条の協定に代わる個別和解として成立した……この個別和解が、協定に代わる機能を有すること」⁽⁴⁶⁾と判示する。

このように、この裁判例は、協定が和解説に立つことを前提として、協定は、個別和解に代わる、すなわち、協定と個別和解については同様の法的性質であると判示したのである。

(5) 協定と和解の法的性質に差異がないこと

このように、旧法下においても、新会社法下においても、協定の性質が和解説が通説又

は多数説であることを前提とすると、協定型と和解型は、法的性質はいずれも和解ということになる。

よって、協定型と和解型は、その法的性質は異なるものではない。

このことから、協定型と和解型は、同列の制度として理解されるのである。

そうすると、協定型と和解型の区別は、債権者の数で区別されるに過ぎないものとなる。

すなわち、清算株式会社と協定債権者との間で、協定債権者の数が比較的少ない場合には、清算会社と協定債権者が個別に和解をするが、協定債権者の数が多数であるなどの場合には、個別に和解をすることは困難であり、その場合に利用されるのが協定である⁽⁴⁷⁾。

(6) 検討

以上を前提とすれば、協定型と和解型に法的性質の本質的差異がないことから、基本通達9-6-1(2)には、和解型が記載されていないとしても、基本通達9-6-1(2)に、和解型は含まれていると、本判決は判示すべきであったのである。

なお、基本通達は、その前文で、「いやしくも、通達の規定中の部分的字句について形式的解釈に固執し、全体の趣旨から逸脱した運用を行ったり、通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念等に即しない解釈におちいつたりすることのないように留意されたい。」と規定している。

本判決は、通達の形式的解釈に固執し、通

(43) 山口・前掲注33282頁〔中山誠一執筆〕。

(44) 山口・同上。

(45) 山口・同上。

(46) 東京地判平成18・6・27金融法務1796-59。

(47) 山口・前掲注33233頁〔中山誠一執筆〕。

達9-6-1(2)に和解型を含めないとの解釈を行い、この前文に反した判示を示したものであり、その姿勢が問われるものといえよう。

Ⅶ おわりに

以上、本判決を検討したところをまとめると、興銀事件判決は貸倒損失全体が適用範囲であるとの理解からは、興銀事件判決を法源として判断すべきであり、通達を法源のように合理性審査を簡易に行い文言解釈を行っている点で法律による行政の原理、租税法律主義及び通達の意義の観点から疑義があり、加えて、特別清算の協定型と個別型の理解についても疑義が存するところである。

コロナの第6波により、全国での陽性者が5万人を超える事態となっていた。

その中で、飲食業、宿泊業及び関連産業の苦境も連日報道されているところである。

今後、本判決のように苦境の法人・事業主が、破産・民事再生等の手続や事業再生が増加することは明らかである。

債務超過の状態を脱するために、適切な解決手段を選択することが必要であるが、検討に際して、破産・特別清算手続等の様々な手段の中で、どのような手続を選択するかにあ

たっては、事業の継続に向けてどのような手続を選択すべきであるかを検討しなければならないが、そのことに加え、債権者側との交渉の中では、債権者側の貸倒損失等の処理がどのように行われるのか、損金算入がどのように行われるのかを理解しておくことも重要である。

本判決の事案の処理としては、特別清算という選択肢に加え、破産手続であれば貸倒損失が否認されるおそれが低いことから、破産手続を利用しつつ事業については事業譲渡を行うという選択肢もあったと考えられるところである。

このように、各種手続の様々なメリットデメリット等を検討して、慎重に手続を選択すべきである。

法人・事業主の早期の再生のためにも、特別清算・事業再生等の手続が滞りなく進むよう、貸倒損失の処理としては、通達があくまで通達であることを前提として、基本通達の文言に含まれない本件のような特別清算における和解型等による処理についても、貸倒損失の処理として認められるよう税務当局に理解を深めてもらうことも必要であろう。

以上